

(公 印 省 略)
感 第 1 1 4 9 号
令 和 4 年 9 月 1 日

一般社団法人 兵庫県医師会長
一般社団法人 兵庫県病院協会長
一般社団法人 兵庫県民間病院協会長

} 様

兵庫県保健医療部感染症等対策室
感染症対策課長

国の発生届対象の限定（緊急避難措置）への対応及び
兵庫県における新型コロナウイルス感染症の発生届出の対応について

みだしのことについて、国においては、発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、発生届を重症化リスクのある方に限定することを可能としたことから、県では、関係団体及び政令・中核市の意見も踏まえ検討したところ、対象外となる者に対するフォローアップを行う際、本人確認の方法が明確にされていないなどの課題があることから、今回受付（8月29日）での国への申請を見送ることしました（8月30日県新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。

一方で、早急に医療機関・保健所の負担軽減を進めていく必要があるため、関係団体と協議の上、「発生届の簡略化」を進めることとし、現行制度の枠内で、下記のとおり、届出項目を最小限に限定することを可能とします。

つきましては、貴会員等への周知について、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、発熱等診療・検査医療機関には別途送付しますことを申し添えます。

記

1 新型コロナウイルス感染症の発生届について

(1) 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者（下表参照）

簡略化は行わず、感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出基準に基づく届出をお願いします。

※下表①～④のいずれについても、診断時における医師の診断内容に基づき、発生届の提出をお願いします。

65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者

- ①入院を要する者
- ②重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方
- ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患による新たに酸素投与が必要な者
- ④妊婦

※HER-SYS上の任意項目についても引き続き可能な範囲で情報提供についてご配慮願います。また必要に応じ、兵庫県医師会で作成されています「新型コロナウイルス感染症届出患者追加情報提供書（Ver3）」も併せた情報提供（HER-SYSIDを記載し、最寄りの保健所にFAX送付）にご協力願います。

（2）上記以外の者（低リスク者）

以下の項目のみ記載し、届出を行うことを可能とします。

- ・報告年月日
- ・患者類型（確定、無症状、疑似患者等）
- ・氏名（ふりがなでも可）
- ・性別
- ・生年月日
- ・当該者所在地（市区町まで）
- ・携帯電話番号

（※1）HER-SYSによる発生届の提出を原則としていることから、システム活用についてご配慮いただきますようお願いいたします。

（※2）新たにHER-SYSでの入力にご協力いただける医療機関については、ID付与が必要となりますので、医療機関所在地の管轄保健所にお問い合わせください。

（※3）様式については、既存の様式をご活用ください。

（※4）当該患者（政令・中核市を除く）は、県が設置する「保健所業務支援室」に一元化され、SMS等で「自宅療養者等相談支援センター」をご案内し、療養終了までセンターで対応することになります（管轄健康福祉事務所の管理外）。

（3）適用日

令和4年9月5日

2 その他留意事項

- (1) 上記に示す届出事項を満たしている場合は、当面の間、旧様式の使用も可能であるとともに、郡市区医師会と管轄保健所で協議し、独自様式や国様式の活用を妨げるものではありません。
- (2) 簡略化は、一律に届出項目の削減を求めるものではなく、保健所及び郡市区医師会等が協議の上、地域の実情に応じた対応も可能とします。

【関連通知】

- 参考1 「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するため医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和4年7月22日付け（令和4年8月24日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- 参考2 「新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の概要及び必要な手続き等について（令和4年8月25日付け（令和4年9月1日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- 参考3 「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について（令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）